

取扱注意

Go To Eat キャンペーン事業

「Go To Eat やまぐち食事券」 加盟店 マニュアル



食事券使用期間

令和2年10月20日(火)～令和3年3月31日(水) 予定

やまぐちGo To Eatキャンペーン実行委員会
Go To Eat やまぐち食事券センター

令和2年9月17日(木)

事業概要	P 2
加盟店運営にあたってのお願い事項	P 3
食事券の取り扱いについて	P 4～ 5
食事券取り扱い厳守事項	P 6
食事券の換金について	P 7～ 8
食事券の換金に必要なもの	P 8～ 9
食事券の換金方法	P 10～12
食事券及び加盟店ポスター画像の使用について	P 13～14
対応 Q & A	P 15～16
問い合わせ先	P 17
配布物リスト	P 18～19

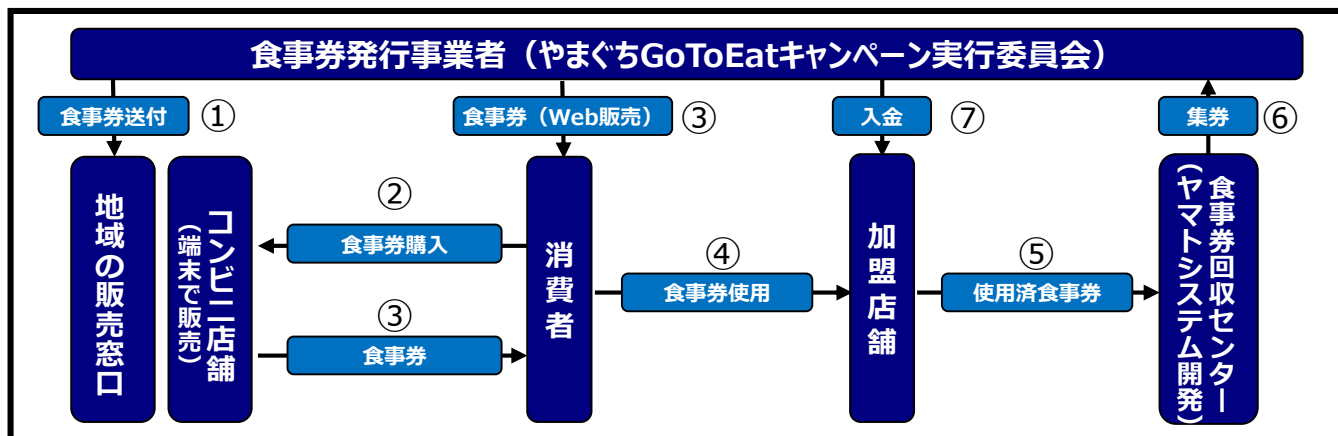
事業の目的と概要

「Go To Eat キャンペーン事業」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出の自粛等の影響により、甚大な影響を受けている飲食業に対し、期間を限定した官民一体型の需要喚起を図るものです。

名称	Go To Eat やまぐち食事券（仮称）
発行総額	100億円
プレミアム	25%
構成／1冊	・額面（セット券）：10,000円（うちプレミアム分は2,000円） ・販売額：利用者に8,000円で販売 ・構成内訳：10枚綴り（1,000円券×10枚）
発行セット数	100万セット
販売期間（予定）	【第1期】令和2年10月 5日（月）～ 先行Web販売「地域商社やまぐち」 【第2期】令和2年10月20日（火）～ コンビニ販売／山口県下のローソン店舗 山口県下の商工会窓口 【第3期】令和2年11月 5日（木）～ 山口県下の商工会窓口、アルク店舗（詳細調整中） 【第4期】令和2年12月 3日（木）～ 山口県下の商工会窓口、アルク店舗（詳細調整中）
販売場所（予定）	・Web上での先行販売「地域商社やまぐち」 ・店頭・窓口での販売（商工会（約20箇所）窓口、山口県内のアルク店舗(予定) ・コンビニエンスストア（ローソン）
使用期間	令和2年10月20日（火）～令和3年3月31日（水）
販売方法	現金と引き換えに食事券の販売を行う。第1期の先行Web販売ではクレジット決済または銀行振込とする。購入限度額を適切に把握するとともに、購入対象者の安全性を確保した販売方法とする。
購入限度	1回の購入あたり2セット（20,000円分）まで購入可能 ※ただし、第1期（先行Web販売）は、1申込2セット限定での販売
対象となる飲食店	本事業の対象となる飲食店は、日本標準産業分類の「76 飲食店」に分類される飲食店のうち、食品衛生法第52条第1項の許可を得ており、「Go To Eat参加飲食店同意書」の同意項目に適切に対応いただく飲食店となります。また、「山口県新型コロナウイルス対策取組宣言飲食店」にも同意をいただいた場合は同サイトにも登録となります。 【参考URL】 https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15300/syoku/zenryoku/bosyu.html
適用除外飲食店	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風俗営業法」という。）第2条第4項に規定される「接待飲食等営業」を営む飲食店は除外となります。

加盟店食事券取扱説明会	当事業に参加を希望する加盟店は、Web上で実施する取扱説明会動画の閲覧が可能となります。事前に録画した動画データを以下の通り配信します。（「Go To Eatやまぐち食事券」で検索） 【配信URL】 https://www.gotoeat-yamaguchi.com/ 【配信期間】 令和2年9月23日（水）～令和3年3月31日（水） ※24時間閲覧可能
-------------	--

<事業フレーム>



1 新型コロナ感染予防対策に取り組んで下さい

- 山口県新型コロナウイルス対策取組宣言飲食店の対策項目に取り組んでください。
- GoToEat事業への登録時の「宣誓内容」についても、取り組みが必要となります。
農林水産省による定期的な飲食店モニタリング調査が実施されます。

2 ポスター・ステッカー・のぼり旗の掲出のお願い



「Go To Eat やまぐち食事券」加盟店ポスターやステッカー、のぼり旗、レジ周りPOPは、必ず店頭の利用者によくわかる場所に掲出してください。



「①Go To Eat やまぐち食事券センターから配布するもの」以外に、「②Go To Eat キャンペーン東京事務局」「③（一社）山口県食品衛生協会」から加盟店に直接送付される店頭ツールもありますので、あわせて掲出してください。（P.19参照）

3 加盟店独自の使用ルールがある場合の対応

- 店舗で独自に食事券の利用対象外となるメニューなどを定める場合（ランチなど）は、あらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示してください。
- 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、食事券使用上限額などを定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示してください。

4 食事券利用に関するトラブルについて

食事券利用に関するトラブル等については、原則としてマニュアル等を参考に各店舗にてご対応をお願い致します。

※お困りの場合は、Go To Eat やまぐち食事券センター（以後、食事券センターと表記します）にご相談ください。【Go To Eat やまぐち食事券センター】電話：083-902-2114

5 食事券及び加盟店ポスター画像の使用には食事券事務局の承認が必要となります

【Go To Eat やまぐち食事券及び加盟店ポスター画像の使用申請書】

（P.14）に必要事項を記入し、食事券センターに提出してください。※申請方法は、P.13参照

1 お会計（支払い額の提示）



2 お客様（利用者）が食事券利用の意思表示

- ※ 利用対象外のサービス提供への使用は、お断りください。（P.6参照）
- ※ おつりは出せないことをお伝えください。
- ※ 不足分は現金等で受け取ってください。
- ※ 一切の返金および食事券の返却はできないことをお伝えください。



3 食事券をお預かりください

- ※ 食事券の見本と比べて偽造されたものではないかご確認ください。
（1,000円券であるか、COPYの文字が浮かび上がっていないか、番号が規定の番号であるか等）
- ※ 偽造された食事券と判別できる場合は、食事券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに食事券センターへ連絡してください。食事券センターより警察への通報を行います。
- ※ 大量に持ち込まれる等不正に使用されていることが明らかな食事券の受け取りは拒否してください。
- ※ 食事券の見本については、レジ担当者や食事券を取り扱う全ての店員に周知してください。

【実行委員会発行分】表面



券種

本食事券は、「1,000円券」のみです。

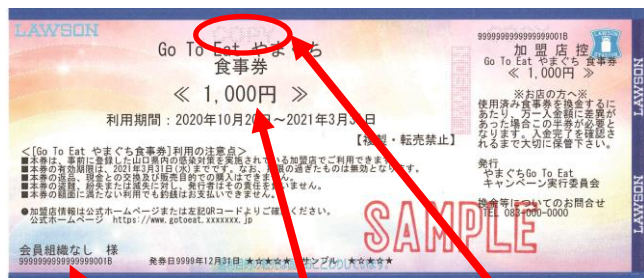
番号の印刷

記載されている番号は8桁で、00000001～01000000番です。

コピーガード

コピーすると「COPY」の文字が浮き上がる用紙を利用しています。

【コンビニ発券分】表面



番号の印刷

記載されている番号は20桁です。アルファベットの「L」数字15桁+「001B」となっています。

券種

本食事券は、「1,000円券」のみです。

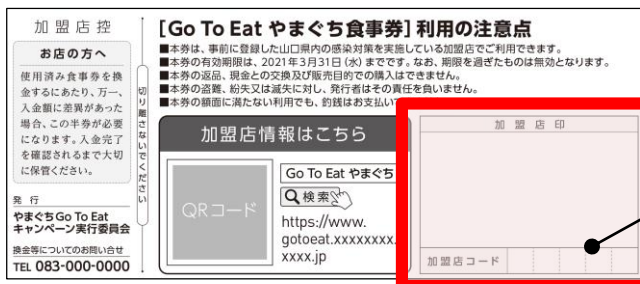
コピーガード

コピーすると「COPY」の文字が浮き上がる用紙を利用しています。

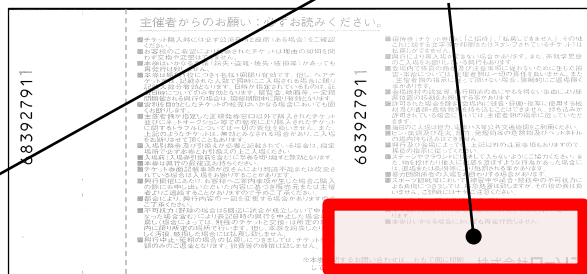


4 受け取った食事券の裏面に加盟店印の押印、加盟店コードの記入をしてください

■ 実行委員会発行の食事券



■ コンビニ発券の食事券



この位置に加盟店印を押印、加盟店コードを記入してください。

※ 既に加盟店印の押印、加盟店コードの記入があるものは、受け取りを拒否してください。

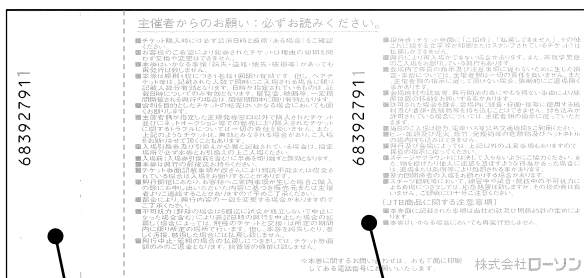
※ 食事券を受け取ったときは、再流出を防止するため、券裏面に加盟店印を押印、加盟店コードを記入してください。コンビニ発券の食事券は裏面に専用のスペースがありませんので、加盟店印は文字上に押印していただくことも可能です。ただし、加盟店コードは、上記の余白に記入いただくよう、お願いします。

5 換金手続きまで、食事券を大切に保管してください

■ 実行委員会発行の食事券



■ コンビニ発券の食事券



加盟店控え(小)

使用済み食事券回収センター
(ヤマトシステム開発) 送付分

加盟店控え(小)

使用済み食事券回収センター
(ヤマトシステム開発) 送付分

【加盟店控え(小)】

…………… 振込金額に異議がある場合に必要です。(加盟店控え券がなければ、異議申し立てができません)

【使用済み食事券回収センター(ヤマトシステム開発)送付分】

…………… 換金手続き時に使用します。必ず加盟店印の押印および加盟店コードの記入をご確認ください。

(換金方法は、P.9~12参照)

※ 換金手続きまで、大切に保管してください。

※ 使用済み食事券を換金するにあたり、万一入金額に差異があった場合、加盟店控え(半券)による照合が必要となるため、入金確認を完了するまで大切に保管してください。(この控えがない場合は、振込金額の差異があっても異議申し立てができないこととなります。)

1. 加盟店において使用期間内に限り取引可能とします。
2. 購入商品の返品の際の返金はできません。
3. 不足分は現金等で受け取ってください。
4. 食事券と現金の交換は禁止しています。
5. 食事券額面以下の使用の場合であってもお釣りはお渡ししないでください。
6. 食事券の盗難・紛失、滅失または、偽造、模造等に対して、発行者（実行委員会）は責任を負いません。※食事券の盗難・紛失については、損害賠償が発生する場合があります。
7. 食事券は、飲食物の提供、物品の販売、役務の提供などの取引において使用可能です。
8. 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、食事券使用上限額などを定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるように、陳列棚、チラシ等にその旨を明示してください。
9. 利用期間を過ぎた食事券は、受け取らないでください。

食事券の利用対象にならないもの

1. 出資や債務の支払い（振込代金、振込手数料、電気、ガス、水道料金等）
2. 有価証券、食事券、ビール券、図書カード、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの
3. 株式、先物等の金融商品
4. たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
5. 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い
6. 現金との換金、金融機関への預け入れ
7. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払い
8. 当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第2条に規定する当せん金付証票、競馬法（昭和23年法律第158号）第6条に規定する勝馬投票券、モーターボート競走法（昭和26年法律第242号）第10条に規定する舟券、自転車競技法（昭和23年法律第209号）第8条に規定する車券、小型自動車競走法（昭和25年法律第208号）第12条に規定する勝車投票券、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）第2条に規定するスポーツ振興投票券の購入
9. 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入、買掛金、未払金の支払（事業者間決済を含む）
10. 特定の宗教・政治団体と関わるものや、公序良俗に反するもの
11. 会費、商品およびサービスの引換券等代金を前払いするもののうち、有効期限満了日が令和2年3月31日を越えるもの
12. 電子マネーへの入金
13. 国や地方公共団体への支払い（税金、国民健康保険料、水道料金等）
14. その他、発行者（実行委員会）が食事券の使用対象として適当と認めないもの

※上記の禁止行為、利用対象にならないものへの食事券の利用が発覚すれば、損害賠償、登録の取消、換金の拒否その他の処分が生じる場合があります。

食事券の送付先

※「レターパックプラス」で所定の使用済み食事券回収センター（ヤマトシステム開発）へ送付ください。
消印有効となります。

送付先

〒570-0005
大阪府守口市八雲中町3-13-32
ヤマトシステム開発（株） 関西システム運用センター
Go To Eatやまぐちキャンペーン 使用済み食事券回収受付 係
TEL：06-6907-3333

食事券の換金受付期間

令和2年11月1日（日）～令和3年4月3日（土） ※消印有効

※換金受付の時期によって入金日が決定します。（下記参照）

※令和3年4月3日（土）を過ぎてからの発送分には換金受付に応じることができませんので、ご注意ください。

換金受付日と入金予定日

※食事券の利用日ごとに、毎月1回の振込予定日に加盟店の指定口座へ支払われます。

（下記参照／11月は、年内の支払いとするために締切日が早くなっておりますので、ご注意ください。）

※送付回数は、月2回を目安に各自で適宜お決めください。1回にまとめて送付も可能です。

※万が一送付締切日を過ぎてしまった場合は、翌月分での入金となりますので、予めご了承ください。

※令和3年4月3日（土）を過ぎてからの発送分には換金受付に応じることができませんので、ご注意ください。

食事券利用日	送付締切日 (消印有効)	入金予定日
令和2年10月20日（火）～10月31日（土）	令和2年11月4日（水）	令和2年11月30日（月）
令和2年11月1日（日）～11月23日（月）	令和2年11月26日（木）	令和2年12月25日（金）
令和2年11月24日（火）～12月31日（木）	令和3年1月5日（火）	令和3年1月29日（金）
令和3年1月1日（金）～1月31日（日）	令和3年2月2日（火）	令和2年2月26日（金）
令和3年2月1日（月）～2月28日（日）	令和3年3月2日（火）	令和2年3月26日（金）
令和3年3月1日（月）～3月31日（水）	令和3年4月3日（土）	令和2年4月28日（水）

入金業務

※加盟店登録申請時に登録された口座にお振込みいたします。

※使用済み食事券を換金するにあたり、万一入金額に差異があった場合、加盟店控え（半券）による照合が必要となるため、入金確認を完了するまで大切に保管してください。[この控えがない場合は、振込金額の差異があっても異議申し立てができないこととなります。なお、控え片がある場合でも、振り込み完了後、2週間（最終月のみ3日以内）を過ぎてからの異議申し立てはできませんのでご注意ください。]（振込名義人名は、「ヤマグチGTEジムキョク」と表記されます。）

※換金により発生する振込手数料は、食事券センターで負担します。

食事券の換金に必要なもの

まずご確認ください

- ①使用済み食事券（実行委員会発行の食事券、コンビニ発券の食事券）
- ②専用封筒（オレンジ色／封緘用のり付）
- ③換金用伝票（2色2枚）
- ④発送用レターパックプラス
- ⑤発送用宛名ラベルシール

① 使用済み食事券

食事券見本（実行委員会発行の食事券）



食事券見本（コンビニ発券の食事券）



② 専用封筒（封緘用のり付）

やまぐちGoToEatキャンペーン実行委員会

加盟店名

加盟店コード

--	--	--	--	--

1. 加盟店控えを切り取った食事券はこの封筒に入れてください。（加盟店控えはご自身で大切に保管してください）
2. 換金用伝票に食事券の枚数と合計金額、記入日をお書きの上、食事券を輪ゴムで東ね、封筒に入れてください。
※「オレンジ色の食事券」と「コンビニ食事券（青色）」とは別々に輪ゴムで東ねて封筒に入れてください。
※食事券の向き（表裏・天地）を揃えてください。
※輪ゴムの代わりにホチキスやクリップは絶対に対使用しないでください。
※食事券に破損が生じた場合、セロテープなどで補修せず、そのまま封筒に入れてください。
3. この封筒の裏面のチェック項目を確認したのち、シールをはがして封筒を封緘してください。

③ 換金用伝票(2色2枚複写式)

<1枚目>

GoToEatやまぐち食事券換金用伝票 ※専用封筒に入れてください
(1専用封筒につき1伝票が必要です)

加盟店名: _____

加盟店コード:

食事券枚数: 1000円券 _____ 枚

合計金額 _____ 円

記入日: 20 ____ 年 ____ 月 ____ 日

【送付用】

<2枚目>

GoToEatやまぐち食事券換金用伝票

加盟店名: _____

加盟店コード:

食事券枚数: 1000円券 _____ 枚

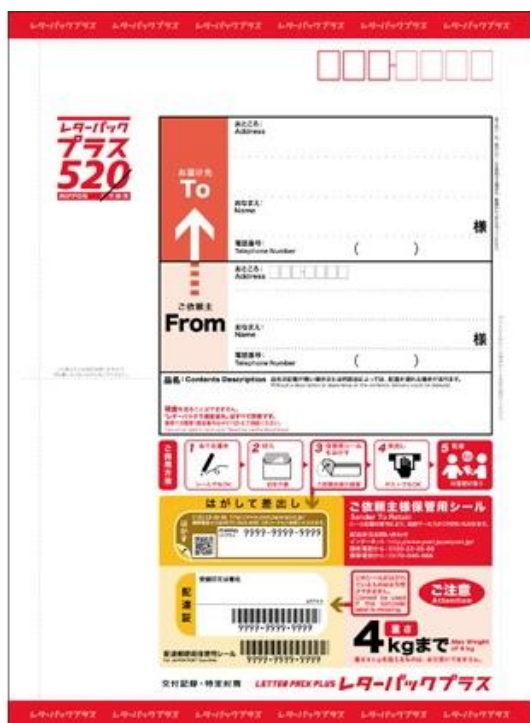
合計金額 _____ 円

記入日: 20 ____ 年 ____ 月 ____ 日

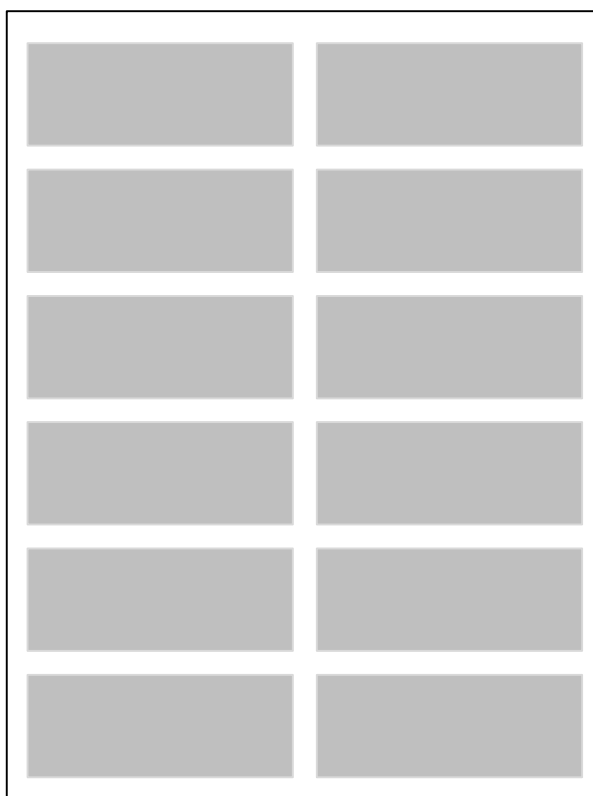
【加盟店控】

**※この片は店舗様の控えとなります。
送付せず店舗様にて大切に保管ください。**

④ 発送用レターパックプラス



⑤ 発送用宛名ラベルシール



1 加盟店印が押印されていることを確認してキリトリ線に沿って切り離してください

■ 実行委員会発行の食事券

■ コンビニ発券の食事券

この線に沿って切り取ってください。

この位置に加盟店印を押印、加盟店コードを記入しているかを必ず確認してください。

加盟店控え(小) **使用済み食事券回収センター (ヤマトシステム開発) 送付分**

加盟店控え(小) **使用済み食事券回収センター (ヤマトシステム開発) 送付分**

- 【 加盟店控え (小) 】
 - 振込金額に異議がある場合に必要です。(加盟店控え券がなければ、異議申し立てができません)
- 【 使用済み食事券回収センター (ヤマトシステム開発) 送付分 】
 - 換金手続き時に使用します。あらかじめ配布の専用封筒に封入します。



2 換金用伝票に必要事項を記入してください

※ 換金用伝票に、必要事項を記入してください。

「加盟店名」「加盟店番号」をご記入ください。

● 換金用伝票

GoToEatやまぐち食事券換金用伝票

※ 専用封筒に入れてください (1専用封筒につき1伝票が必要です)

加盟店名: _____

加盟店コード: [] [] [] [] [] [] [] [] [] []

食事券枚数: 1000円券 _____ 枚

合計金額 _____ 円

記入日: 20__年__月__日

[送付用]

※ 加盟店コードは、登録時に発行される「加盟登録通知書」をご確認ください。

「換金される食事券枚数」と「金額」を正確にご記入ください。

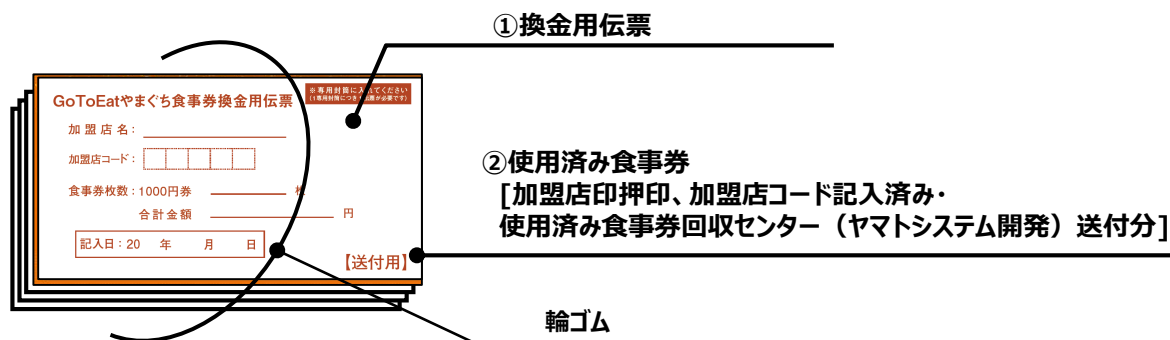
2券種 (実行委員会発行分、コンビニ発券分) それぞれ分けて枚数と合計金額をご記入ください。

「記入日」をご記入ください。



3

使用済み食事券と換金用伝票を専用封筒に入れて閉じてください。



※ 使用済み食事券は、「実行委員会発行分（オレンジ色）」と「コンビニ発券分（青色）」にわけて束にしてください。

※ 「使用済み食事券（向きをそろえてください）」に「換金用伝票」を表紙にして必ず輪ゴムで束ねてください （ホチキスやクリップは絶対に使用なさないでください）。

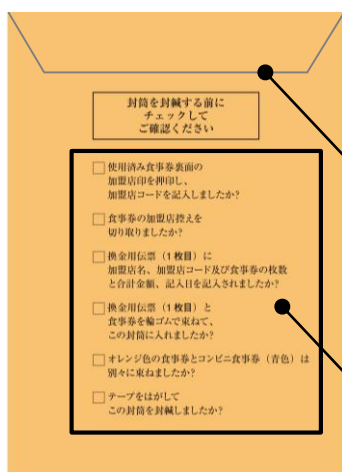
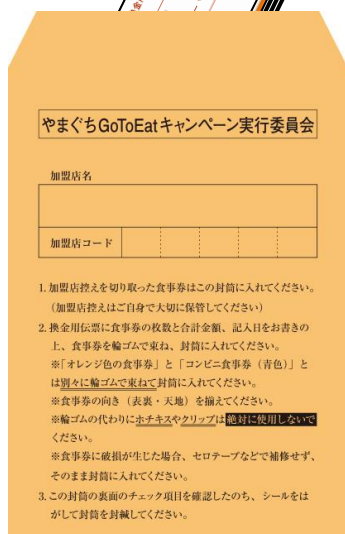
※ 食事券の枚数が多い場合は、束を分けていただいて結構です。 但し、換金用伝票には専用封筒内に入れた食事券の合計を記入し、いずれかの束の表紙にしてください。

※ 食事券に破損が生じた場合、セロテープなどで補修せず、そのまま封筒に入れてください。

※ 1専用封筒に対し、1換金用伝票を使用し、食事券を封入してください。



「加盟店名」「加盟店コード」を記入してください。



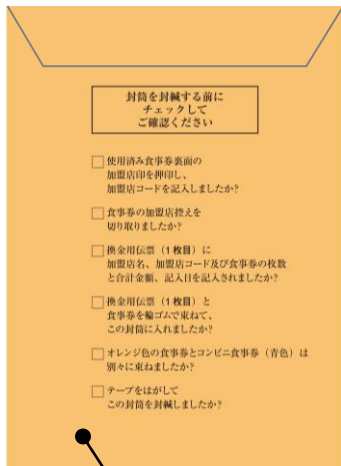
中身が出ないように、完全に封緘してください。

封をする前にチェックしてください。



4

完全に封をした専用封筒をレターパックプラスに封入し、郵送してください



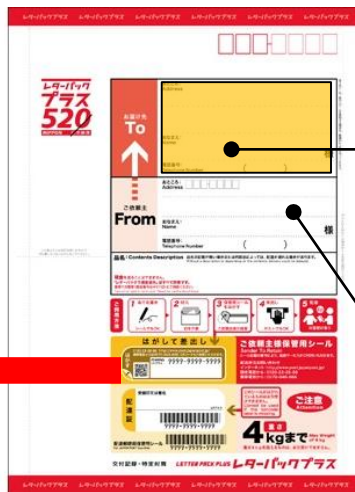
封緘した専用封筒



- レターパックプラス（裏）
専用封筒をレターパックに入れて封をしてください



郵送前に控えをはがす
※追跡サービスが利用できるよう、
はがした控えは残してください



- レターパックプラス（表）

使用済み食事券を換金専用封筒へ封入の際ご注意ください

- 使用済み食事券の向き（表裏・上下）を揃えて専用封筒に入れてください。
- 裏面の「番号部分」を機械で読み取る為、この部分に店舗印の押印や記入等のないようにお願いいたします。
- 間違っても他の食事券や商品券等を入れられても換金できません。
- 食事券に破損が生じた場合、セロテープなどで補修せず、そのまま封筒に入れてください。
- 1専用封筒に対し、1換金用伝票を使用し、食事券を封入してください。
- レターパックプラスは、月2回送付の想定で12枚を事前にお渡しします。不足時や紛失時は加盟店負担にて購入、利用をお願い致します。その際は必ず**赤色の「レターパックプラス」**をご購入ください。
- 食事券の枚数が多い場合は、券種ごとに束を分けていただいて結構です。ただし換金用伝票には専用封筒内すべての食事券枚数及び合計金額を記入し、いずれかの束の表紙にしてください。
- レターパックプラスに入りきらない量を送付いただく場合は、段ボール箱等をご準備いただいた際の送付も可能です。ただし、その際の送料は加盟店の負担となります。

本事業用にデザインされた食事券及び加盟店ポスター画像を含む広告知物・掲示等については、事前に食事券センターの承認が必要となりますので、次頁の「Go To Eat やまぐち食事券及び加盟店ポスター画像の使用申請書」をご提出ください。

手続きの流れ

1. 申請書に必要事項を記入のうえ、電子メールにて食事券センターへ提出。
↓
2. 審査後、条件付き（使用方法等）で承認。
↓
画像のデータは電子メールで送付いたします。
↓
3. 画像を使用したチラシ等を校正の段階で食事券センターへ提出。
(電子メールで提出してください。)
↓
・この段階で、問題がなければ最終印刷等にかかってください。
・訂正していただく箇所がある場合は、訂正後、再度提出してください。
↓
4. 最終成果物を提出。

Go To Eat やまぐち食事券センター

E-mail : ymeat@or.kntcs.co.jp

Go To Eat やまぐち食事券 及び 加盟店ポスター画像の使用申請書

Go To Eat やまぐち食事券センター 御中

令和 年 月 日

店舗番号：	店舗名：
住所（〒 - ）	
申請者名	代表者（法人の場合のみ）
担当者：	連絡先：（TEL） （FAX） E-mail

Go To Eat やまぐち食事券及び加盟店ポスター画像の使用について、以下のとおり申請します。

使用目的	例) 利用促進のための広告
使用データ	<input type="checkbox"/> 食事券（見本） <input type="checkbox"/> 加盟店ポスター
使用媒体	※該当する項目にチェックし、詳細を記入してください。 <input type="checkbox"/> チラシ <input type="checkbox"/> ポスター <input type="checkbox"/> 店頭 <input type="checkbox"/> DM <input type="checkbox"/> 新聞広告 <input type="checkbox"/> 雑誌広告 <input type="checkbox"/> ホームページ等 <input type="checkbox"/> その他 ※チェックしたものについて使用内容詳細を記入してください。 (例) 10/1の新聞折り込みチラシに掲載する。)
使用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

※使用期限は令和3年3月31日（水）までの範囲で記入。

■誓約書

- Go To Eat やまぐち食事券及び加盟店ポスター画像の使用申請書、その他提出書類の内容は全て事実と相違ありません。
- Go To Eat やまぐち食事券センターが指定する使用方法に従います。
- 承認を受けた後、画像を使用したチラシ等を校正段階で提出するとともに、Go To Eat やまぐち食事券センターからの修正の依頼があった場合は、それに応じます。
- Go To Eat やまぐち食事券センターに成果物を提出します。

私は、以上の誓約を遵守いたします。

令和 年 月 日

(申請者又は担当者)

署名 事業者名
代表者名

印

Q 1

利用者が誤って食事券を破損した場合

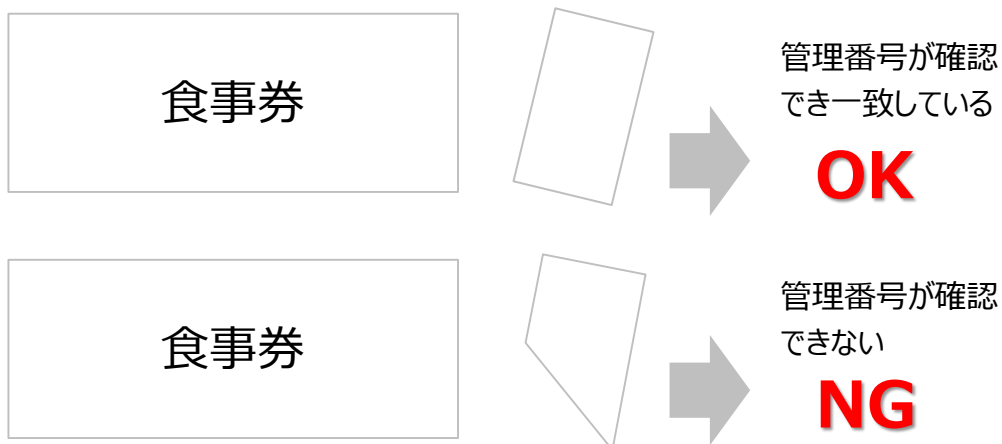
A 1

原則、食事券の管理番号が判読できない場合、食事券の使用はできません。判断できなければ食事券センターへお問い合わせください。

Q 2

利用者が誤って加盟店控えを切り取った場合

A 2



利用者が誤って切り離された「加盟店控え(小)」と「使用済み食事券回収センター（ヤマトシステム開発）送付分」を一緒に持ってこられ、食事券の管理番号が一致すれば使用できます。

Q 3

多額の食事券（例えば綴り10冊）が使用される場合

A 3

食事券の購入および使用にあたっては、「1回の購入につき2セット（2冊）まで」としております。ただし、購入回数に制限はしておりませんので、お1人で何冊も使用される場合も考えられます。

受領される場合は、管理番号や色合いなどにより食事券が真正なものか十分に確認してください。

また、利用者にわかるようにした上で、予め、お店独自で使用限度等を決めていただくこともできます。

Q 1

一度、使用済み食事券を専用封筒に入れて封をしたが、
入れ忘れたものがあったため、封緘をやり直したいのですが？

A 1

専用封筒が食事券を送付可能な程度の破損（食事券が脱落しない、送付に耐えられる）であれば問題ありませんので、修復してご利用いただくか、新しい専用封筒を使い、使用済み食事券、換金用伝票を入れ直してご利用ください。

Q 2

専用封筒に、使用済み食事券を入れたいのですが、数が多く
入りきりません。

A 2

専用封筒を複数に分けた上、それぞれに換金用伝票を入れ、発送ください。
また、専用封筒に入れた上でお渡ししているレターパックプラス以外（宅配便及び郵便利用など）での発送方法は問いませんので、各加盟店の責任において発送ください。

※但し、その場合の送料は加盟店負担となりますので予めご了承ください。

Q 3

専用封筒、換金用伝票、レターパックプラスを使い切ってしまったのですが？

A 3

専用封筒、換金用伝票は、食事券センターに用意しておりますので、お電話等
でご請求ください。

レターパックプラスは今回配布分のみとなります。不足分は各加盟店のご負担
にてご用意ください。その際、必ず**赤色の「レターパックプラス」**としてください。

Q 4

換金の明細はもらえるのですか？

A 4

換金明細は発行いたしません。

加盟店の指定口座へ振り込みされた金額と、お手元にある食事券の加盟店控えや換金伝票の控えと照合の上、ご確認ください。

Go To Eat やまぐち食事券センター

電話番号：083-902-2114

FAX番号：083-902-2124

(平日 9:30～17:30)

E-mail

ymeat@or.kntcs.co.jp

※食事券センターは令和2年10月1日（木）～令和3年4月30日（金）までの開設となります。

<休業日>

- ・年末年始（令和2年12月29日（火）～令和3年1月3日（日））
- ・令和3年1月以降の、土曜日・日曜日・祝日

※令和2年10月1日（木）～12月28日（月）は、土日祝も含めて無休で業務対応を行います。

① 加盟店マニュアル



② 加盟店告知ツール

■ ポスター (A2版)



■ レジ周りPOP × 2



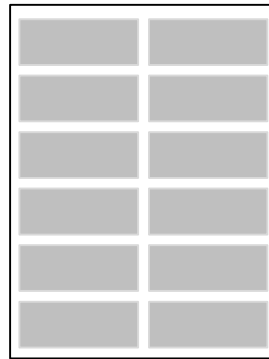
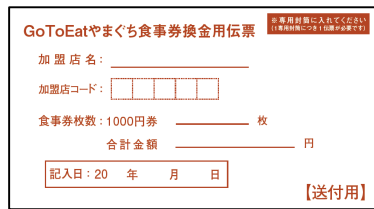
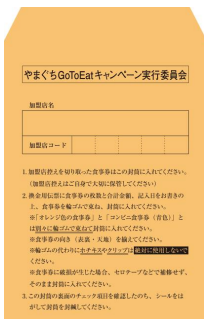
■ ステッカー × 2



■ のぼり旗



③ 換金ツール



■ 専用封筒 (オレンジ色) × 15

■ 換金用伝票 × 15

■ 発送用宛名ラベル (シール) 12コマ × 1

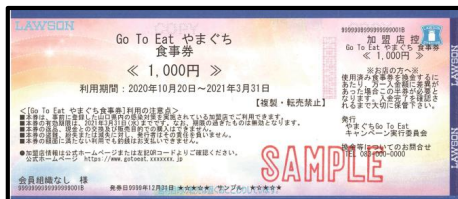
■ レターパックプラス 10月利用分1枚 11月～3月利用分各2枚 合計11枚

④ 食事券見本

■ 実行委員会発行分 × 1



■ コンビニ発券分 × 1



「Go To Eat やまぐち食事券センターから配布するもの」以外に、Go To Eat キャンペーン東京事務局から加盟店に直接送付される店頭ツールもあります。詳細は次ページをご参照ください。

「Go To Eat やまぐち食事券センターから配布するもの」以外に、「Go To Eat キャンペーン東京事務局」「（一社）山口県食品衛生協会」から加盟店に直接送付される店頭ツールがあります。

令和2年10月13日（火）以降、順次加盟店に納品予定となっておりますが、「やまぐち食事券センター」とは別の箇所からの発送となるため、お手元に届く時期が異なりますので、ご了承の上、お受け取りいただき、ご利用ください。

「Go To Eat キャンペーン東京事務局」から配布される店頭ツール

以下の4種類のツールを組み合わせたパッケージが納品されます。

- ① コロナ接触確認アプリ告知ツール（12枚×5シート）
- ② コロナ接触確認アプリ告知チラシ（メニュー挟み込み用） 5枚
- ③ 外食時のお願いポスター 2枚



- ④ 感染防止対策チェックリストポスター 2枚



（一社）山口県食品衛生協会から配布される店頭ツール



- ① 山口県新型コロナ対策取組宣言店ポスター 1枚

※山口県新型コロナ対策取組宣言店に登録された加盟店のみ配布

前ページの Go To Eat やまぐち食事券センターから配布する加盟店告知ツールと同様に、必ず店頭の利用者によくわかる場所へ掲出してください。